

消費者問題分科会の設置について

1 設 置

平成26年7月より、MVNO委員会に委員会の運営を効率的に行うための消費者問題分科会を置く。

2 任 務

消費者問題分科会は、MVNO委員会の指示のもと、以下の任務を行う。

- (1) 消費者問題全般について、総務省の政策検討状況、消費生活センター等での苦情動向、電気通信サービス向上推進協議会等の動向の情報共有を行うこと
- (2) 消費者問題全般についての課題の抽出、問題点の分析、整理を行うこと
また、抽出した課題に対し解決策の検討を行うこと
- (3) 電気通信サービス向上推進協議会の各WGに参加して、課題と解決策について調整を行うこと
- (4) 消費者問題の関する政策提言の案の検討を行うこと

3 構 成

- (1) 消費者問題分科会は、MVNO委員会参加の通信事業者（MVNO）であれば参加可能とする。
通信事業者（MVNO）ではない事業者の参加に関しては、MVNO委員会委員長の承認により可能とする。
- (2) 委員は、原則として、MVNOに関する消費者問題に精通した者、または、それに準じる知見を有する者とする。
- (3) 消費者問題分科会に主査1名を置くこととし、委員の互選により選出する。
- (4) 主査は、委員の中から副主査を指名するものとする。

4 主査の役割等

- (1) 主査は、消費者問題分科会を総括する。
- (2) 副主査は、主査を補佐し、主査不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 主査及び副主査は、MVNO委員長の指揮に従う。

5 補足事項

- (1) 消費者問題分科会は、会員以外の企業の出席を得て、その意見を聴くことができる。
- (2) 消費者問題分科会の招集、決議その他の会議の運営は、委員会規程に準ずる。
- (3) 本文に定めのない事項については、MVNO委員長が定める。